

米沢市建設工事指名競争入札に係る総合評価落札方式試行実施要領

平成18年12月27日決裁

最終改正 平成23年5月16日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の請負契約において、地方自治法施行令第167条の12第4項及び第167条の13の規定に基づき、価格及びその他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）の試行に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式により指名競争入札を行う工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとし、米沢市建設工事等競争入札参加者審査会規定（昭和53年訓令第13号）第3条に規定する審査会（以下「審査会」という。）の審査に付して決定した工事とする。

- (1) 入札者の施工計画、施工能力、配置予定技術者の能力、地域性等と入札価格を総合的に評価することが妥当と認められる工事
- (2) 前号のうち、施行計画を除き入札者の施行能力、配置予定技術者の能力、地域性等と入札価格を総合的に評価することが妥当と認められる工事
- (3) その他必要と認める工事

(総合評価の方法)

第3条 総合評価落札方式で定める評価の方法については、別記1の「落札者決定基準」によるものとする。

2 総合評価落札方式の型式は、次のとおりとする。

- (1) 簡易型 前条第1号の工事に該当する場合
- (2) 特別簡易型 前条第2号の工事に該当する場合

(入札方法)

第4条 総合評価落札方式により指名競争入札を行うときは、この要領により実施するものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第5条 市長は、総合評価落札方式により評価基準を定めようとするときは、あらかじめ、2名以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

- 2 前項の規定による意見聴取において、併せて、落札者を決定しようするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようするときに、あらかじめ、2名以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

(評価基準の決定)

第6条 市長は、評価基準について、前条第1項に定める学識経験者の意見を聴いた後、米沢市建設工事等競争入札参加者審査会規程（昭和53年訓令第13号）第3条に規定する審査会（以下「審査会」という。）の審査に付して決定するものとする。

(技術資料の提出要請)

第7条 市長は、総合評価落札方式で発注しようとする場合は、審査会の審査に付して技術資料の提出を求める者を選定のうえ、別に定める技術資料の提出を当該者に要請しなければならない。

2 前項において、技術資料提出要請書に次の事項を明記するものとする。

- (1) 工事概要及び総合評価落札方式試行適用の旨
- (2) 技術資料の内容
- (3) 技術的能力の審査に関する事項
 - ① 審査項目
 - ② 審査基準（入札参加要件）
- (4) 総合評価に関する事項
 - ① 技術資料の評価に関する基準（評価項目、評価基準、得点配分）
 - ② 総合評価の方法
 - ③ 落札者の決定方法
 - ④ 評価内容の担保
 - ⑤ 配置予定技術者のヒアリングの有無
 - ⑥ 指名・非指名通知の日
 - ⑦ 入札の日時
 - ⑧ その他

(技術資料の提出等)

第8条 入札参加希望者は、別に定める期日まで技術資料を市長に提出しなければならない。

2 入札参加希望者は、別に定める期日まで書面により、市長に技術資料提出要請書に関する質問を行うことができる。

3 市長は、前項の質問があった場合は、別に定める期日まで書面により、回答しなければならない。

(指名、非指名及び技術評価点の決定)

第9条 市長は、技術的能力の審査を行い、指名、非指名について、審査会の審査に付して決定するものとする。なお、必要に応じ配置予定技術者のヒアリングを行うことができる。

2 市長は、技術評価点について、審査会の審査に付して決定するものとする。

ただし、第5条第2項の規定に該当する場合、学識経験者の意見を聴いた後、審査会の審査に付して決定するものとする。

(指名、非指名の通知)

第10条 市長は、前条の技術的能力の審査の結果、指名と決定された入札参加希望者には、指名を通知する。

2 市長は、非指名と決定された入札参加希望者には、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）を通知する。

(落札者の決定方法等)

第11条 入札参加者は、技術資料及び入札価格をもって入札しなければならない。

2 市長は、次に掲げるすべての要件に該当する入札者のうち、総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- (2) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

3 前項において、評価値が最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(評価内容の担保)

第12条 第3条第1項に規定する簡易型において、技術資料に記載された内容を米沢市建設工事請負契約約款(平成13年告示第34号)第1条に規定する設計図書(特記仕様書)に記載するものとし、工事完成後において、履行状況について検査を行うものとする。

2 受注者の責により、技術資料に記載した内容を達成できなかった場合は、工事成績評点を減点することとし、次の算式を標準とするが、これによりがたい場合は別途考慮することができる。

工事成績評定の減点

$$\text{減点値} = 8 \times (\alpha - \beta) / \alpha$$

α = 当初の加算点(点)

β = 達成度合いに応じて再計算した加算点(点)

3 技術資料に記載した内容に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合には、米沢市建設工事請負指名停止規程(平成6年告示第66号)第2条の規定により指名停止を行うものとする。

(入札結果等の公表)

第13条 市長は、落札者を決定した場合は、落札日の翌日に次の事項を公表するものとする。

- (1) 業者名
- (2) 各業者の技術評価点
- (3) 各業者の入札価格
- (4) 各業者の評価値

(苦情申立て)

第14条 非指名の通知を受けた者は、別に定める期日まで書面により、市長に非指名理由の説明を求めることができる。

2 非落札者のうち、落札者決定結果に対し不服がある者は、入札結果等の公表を行った後、別に定める期日まで書面により、市長に非落札理由の説明を求めることができる。

3 市長は、前2項の説明を求められた場合は、別に定める期日まで書面により、回答をしなければならない。

(秘密の保持)

第15条 総合評価に関する評価結果を除き、この要領に基づき入札参加希望者から提出された技術資料等は公表しないものとする。

(技術資料の作成費用)

第16条 技術資料の作成に要した一切の費用は、入札参加希望者の負担とする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、総合評価落札方式の試行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成19年2月1日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年6月1日から施行する。

この要領は、平成23年6月1日から施行する